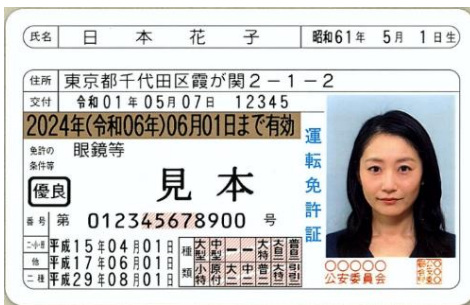


運転免許証への旧姓併記について

希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになりました。

お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下図のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。



以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

【特記欄：】 (自筆署名) _____
(署名年月日) _____年 ____月 ____日

新しい運転免許証の交付を受ける場合

下図のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。



[]で囲まれている部分が、旧姓を使用した氏名です。

新しく運転免許証を作り直す場合は、再交付申請(有料)が必要です。

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

【特記欄：】 (自筆署名) _____
(署名年月日) _____年 ____月 ____日

手続きには以下の書類と運転免許証が必要です。

○ 旧氏欄が記載された住民票 または 旧氏が記載されたマイナンバーカード

※お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合は記載事項変更(氏名変更)の手続き、新しい運転免許証の交付を希望される場合は、再交付手続きとなります。